

湯沢町 宿泊税 導入検討委員会

－ 第3回 －

令和8年7月13日



君と一緒に暮らす町

1 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認等

2 宿泊税の使途(アンケートやこれまでの意見を踏まえて)

3 宿泊税制度の骨子

1 前回の検討委員会の振り返りと ■ スケジュール確認

1-1.検討委員会スケジュールについて

1-2.前回の検討委員会・地域説明会・アンケートで出た意見

1-3.導入に向けた懸念事項・課題への対応

1-1.検討委員会スケジュールについて

回	時期	検討内容(案)
第1回	令和8年4月27日 	(1) 検討委員会について(目的・これまでの経緯・導入スケジュール等) (2) 湯沢町の観光の目標像と計画 (3) 湯沢町の観光の現状と課題 (4) 宿泊税の使途(案) (5) 宿泊税制度設計の骨子(案) (6) 次回の検討委員会に向けて
第2回	令和8年5月21日 	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け (3) 宿泊税の使途(委員会における方向性の確定) (4) 宿泊税制度の骨子(候補の集約)
	令和8年6月 	各エリア・各部会への説明・情報共有 事業者アンケート webアンケート(湯沢来訪者)
第3回	令和8年7月13日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認等 (2) 宿泊税の使途(事業者意見反映・検討委員会案確定) (3) 宿泊税制度の骨子(事業者意見反映・検討委員会案確定) (4) 検討委員会としての提言
第4回	令和8年8月6日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 具体的な使途の選定手続き (3) 検討委員会としての提言
第5回	令和8年8月下旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 検討委員会最終報告書の確定

1-2.前回の検討委員会・地域説明会・アンケートで出た意見

これまでに出了た意見については別紙の通りです。

①前回の検討委員会における委員意見【別紙1】

②地域説明会における質疑応答【別紙2】

③アンケート結果(宿泊税導入に係る懸念)【別紙3】

これまでに出了た意見は、おおよそ以下の3つに集約されます。

導入に向けた
懸念・課題

使途に
関する意見

制度設計に
関する意見

1-3.導入に向けた懸念事項・課題への対応

導入に向けた懸念・課題を集約・分類すると、以下のように大別されます。制度設計でガバナンスを効かせることで対応できる事項と、宿泊税導入後も継続的に検討すべき事項に区分し、それぞれ対応することを提案します。

導入に向けた懸念・課題

透明性の
確保

使途の納得感

エリア間の
公平性

公平な課税
違反者対応

制度設計によりガバナンスを効かせるべき事項
(宿泊税活用会議等)

宿泊税制度の
継続的な見直し

宿泊以外の
課税検討

入湯税に
対する意見

県税との
調整

宿泊税導入後も継続的に検討すべき事項

1-3.導入に向けた懸念事項・課題への対応

以下の点については、将来にわたり対応が必要な事項として提言書に盛り込み、継続的な取り組みを求めていくことを提案します。

①宿泊税制度の継続的な見直し

- ・宿泊税制度は、導入後も引き続き検証を行い、幅広い関係者の意見を踏まえ見直しを行うことを提言

②宿泊以外の課税検討

- ・宿泊客にだけ課税することの不公平感
- ・湯沢町は日帰客も多いという実態
- ・スキー場リフト券税などの代替案を望む声

→ 全国的に手法が確立している宿泊税の導入が現在最も現実的であるが、湯沢町の実情を踏まえ、広く納得感を得られる観光自主財源について、継続的に検討していくことを提言

③入湯税に対する意見

- ・入湯税の使途の不透明感に対する懸念
- ・入湯税と宿泊税が両方賦課されることの負担に対する懸念
- ・入湯税特別徴収義務者の負担に対する配慮・対策

→ 入湯税の運用を直ちに変更することは現実的でないが、宿泊税導入を機に、改めて整理・説明・改善することが求められているため、入湯税運用見直しの仕組みを作ることを提言

④県税との調整

- ・新潟県が宿泊税等を導入した場合の、納税者・特別徴収義務者の負担に対する懸念
- ・新潟県が宿泊税等を導入した場合、納得できる使われ方をするかということに対する懸念

→ 仮に、今後新潟県が宿泊税を導入することがあれば、宿泊者等にとって不利益とならないよう、十分配慮した制度設計となるよう、湯沢町から新潟県に求めていく必要があることを提言

2 宿泊税の使途 ■(アンケートやこれまでの意見を踏まえて)

2-1.宿泊税の使途の考え方

2-2.使途に関する事業者アンケートの結果

2-3.使途の考え方と宿泊税の重点活用項目

2-1.宿泊税の使途の考え方(修正版)

前回の検討委員会にて委員から出された意見を踏まえると、宿泊税の使途として以下の5つの視点が必要であると考えられます。

宿泊税の使途の考え方

公益性の視点

①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること

計画性の視点

②湯沢町観光振興計画に則ったものであること

納税者の視点

③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

地域の住民・事業者視点

文言修正

④持続可能な観光まちづくりのために地域の住民や事業者に必要なものであること

成長の視点

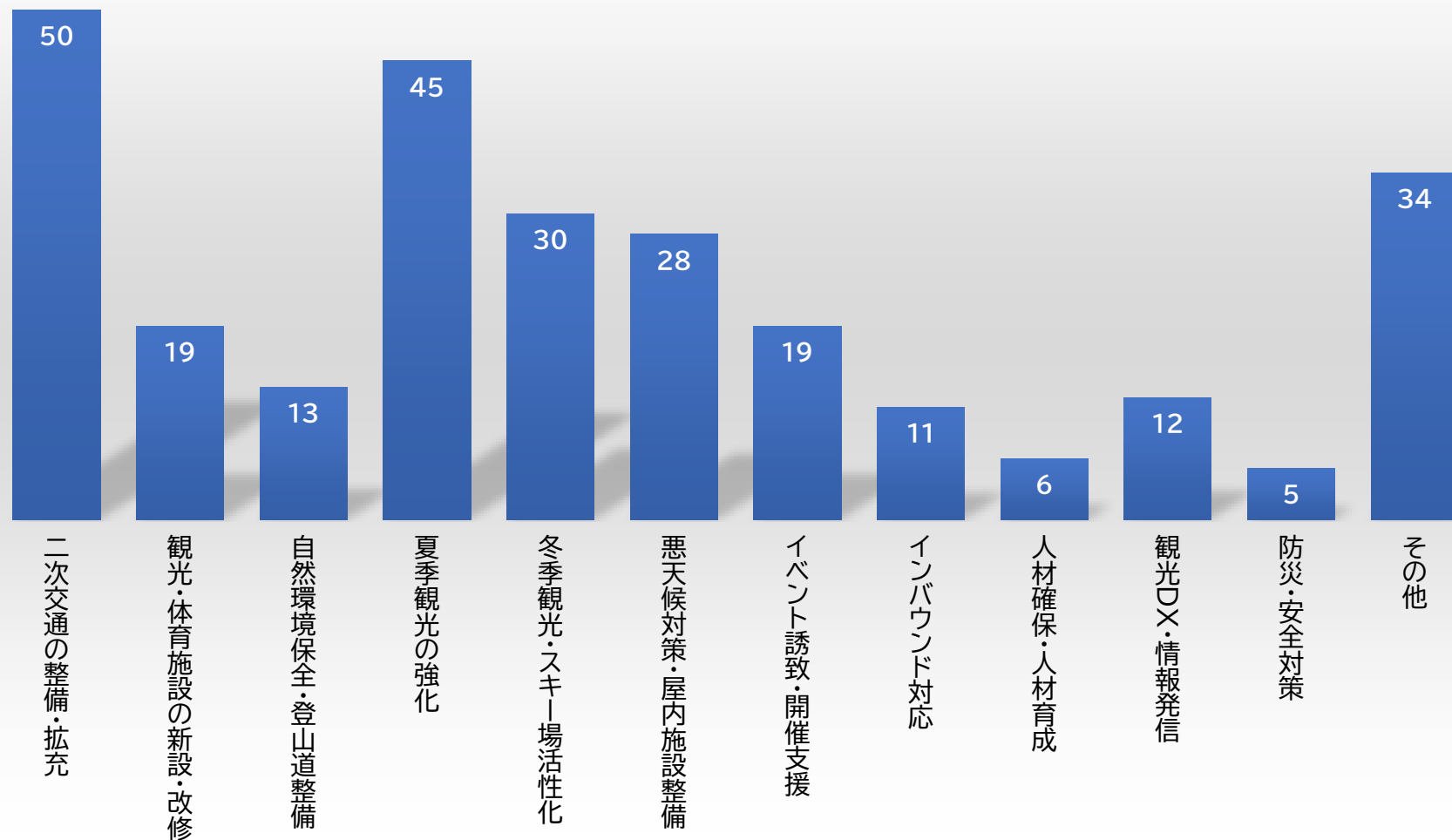
新

⑤観光地として質の向上・発展に資するものであること

2-2. 使途に関する事業者アンケートの結果

使途に関するアンケート結果は次の通りです。

使途に関するアンケート結果



2-2. 使途に関する事業者アンケートの結果

アンケート結果を観光振興計画に掲げる戦略にあてはめた場合は下記の通りとなります。

選択肢		票数	観光振興計画	
1	二次交通の整備・拡充	50	4-1	シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備
2	観光・体育施設の新設・改修	19	3-2	施設の適切な維持管理と開発コントロール
3	自然環境保全・登山道整備	13	5-1	環境負荷の少ない観光地づくり
	自然環境保全・登山道整備	13	4-5	観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理
4	夏季観光の強化	45	1-1	グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成
5	冬季観光・スキー場活性化	30	2	世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり
6	悪天候対策・屋内施設整備	28	1-1	グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成
7	イベント誘致・開催支援	19	1-3	町内の各エリアの特徴を活かした多様なコンテンツづくり
8	インバウンド対応	11	4-6	多様な利用者を想定した受け入れ環境の整備
9	人材確保・人材育成	6	6-4	観光人材確保・人材育成の仕組みづくり
10	観光DX・情報発信	12	6-2	DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上
11	防災・安全対策	5	8-4	自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応
自由記載	駐車場整備	20	4-5	観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理
	熊対策	1	8-4	自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応
	温泉街の魅力向上	2	3-3	歩きたくなる街並みと滞在したくなる空間の整備
	成長分野	1	6-1	宿泊産業活性化
	景観整備	2	3-3	歩きたくなる街並みと滞在したくなる空間の整備
	施設・インフラ整備	2	3-2	施設の適切な維持管理と開発コントロール
	スキー場	1	2	世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり
	雪対策	4	8-4	自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応
	自然保護	1	5-1	環境負荷の少ない観光地づくり
	国内情報発信	1	7-1	利用者目線の情報発信と費用対効果を意識したプロモーションの戦略的実施(外部機関や県等との連携等)
	地域への還元	1	1-3	町内の各エリアの特徴を活かした多様なコンテンツづくり
	体育施設	1	3-2	施設の適切な維持管理と開発コントロール
	町内周遊バス	1	4-1	シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備
	悪天候	1	1-1	グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成
	バスターミナル	2	4-3	玄関口となる越後湯沢駅の耐震化と機能向上
	マーケティング	1	8-2	観光統計の整備とマーケティングの実施
	システム・アプリ	1	6-2	DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上

2-2. 用途に関する事業者アンケートの結果

アンケート結果を観光振興計画に掲げる戦略にあてはめた場合は下記の通りとなります。

観光振興計画に掲げる戦略		票数
1-1	グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成	74
1-3	町内の各エリアの特徴を活かした多様なコンテンツづくり	20
2	世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり	31
3-2	施設の適切な維持管理と開発コントロール	22
3-3	歩きたくなる街並みと滞在したくなる空間の整備	4
4-1	シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備	51
4-3	玄関口となる越後湯沢駅の耐震化と機能向上	2
4-5	観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理	33
4-6	多様な利用者を想定した受け入れ環境の整備	11
5-1	環境負荷の少ない観光地づくり	14
6-1	宿泊産業活性化	1
6-2	DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上	13
6-4	観光人材確保・人材育成の仕組みづくり	6
7-1	利用者目線の情報発信と費用対効果を意識したプロモーションの戦略的实施(外部機関や県等との連携等)	1
8-2	観光統計の整備とマーケティングの実施	1
8-4	自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応	10

2-3. 使途の考え方と宿泊税の重点活用項目

前回の委員会での意見を踏まえ、使途の考え方を修正・追加しました。また、アンケート結果を受けて、観光振興計画のなかで宿泊税を活用し重点的に取り組む項目を記載しました。

使途の考え方

宿泊税の使途を決めるための五つの視点

- ①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること
- ②湯沢町観光振興計画に則ったものであること
- ③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること
- ④持続可能な観光まちづくりのために地域の住民や事業者に必要なものであること
- ⑤観光地として質の向上・発展に資するものであること

- ・制度設計を行う上で基準となる考え方
- ・宿泊税活用会議等が具体的な使途を選定する際の基準となる考え方

宿泊税活用の重点活用項目

アンケート結果より

- ①グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成
- ②世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり
- ③シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備
- ④観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理

- ・重点的に取り組む象徴的な項目
- ・納税者へ説明するためのリーフレット等に記載されるもの

3. 宿泊税制度の骨子

3-1.入湯税と宿泊税の使途のすみ分けについて

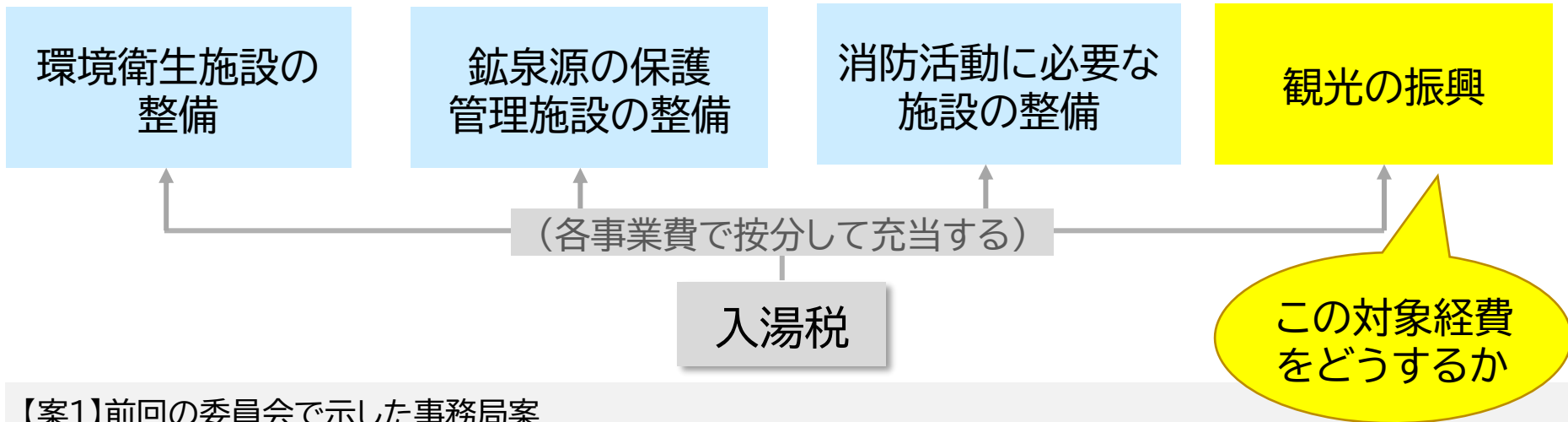
3-2.税率・税額の考え方について

3-3.特別徴収義務者の負担軽減について

3-4.その他の制度について

3-1.入湯税と宿泊税の使途のすみ分けについて

入湯税の使途については、抜本的な見直しも含めて今後継続的に審議することを前提に、現段階で実現可能な入湯税と宿泊税の使途のすみ分けの考え方を整理します。



【案1】前回の委員会で示した事務局案

戦略8 効果的な観光振興を進める上での基盤整備

- 8-1. 観光関連組織の再編と組織改革
- 8-2. 観光統計の整備とマーケティングの実施
- 8-3. 新たな観光財源導入の検討
- 8-4. 自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応

これらの経費は、原則として一般財源が負担し、対象事業費で入湯税を按分し充当する。
ただし、一般財源が通常支出する事業費を超えて、更なる取り組みを行おうとする際に、宿泊税を充当することを妨げるものではない。

3-1.入湯税と宿泊税の使途のすみ分けについて

【案2】公衆浴場をはじめとした公共施設の運営及び維持更新費等に入湯税を充当する

具体的項目の例は以下の通り。

事業名等	R6決算	R7決算	R8予算
湯沢高原ロープウェー施設管理費	105,158,229	122,561,251	115,404,000
三俣地域振興対策費(道の駅関連)	15,173,286	15,392,885	12,977,000
公衆浴場費	52,186,979	69,658,184	50,741,000
体験工房大源太運営費	6,150,759	8,314,679	5,728,000
陶芸工房運営管理費	6,891,238	3,564,828	4,066,000
大源太キャニオン青少年旅行村指定管理料	3,200,000	3,100,000	3,000,000
山鳥原公園指定管理料	3,700,000	3,600,000	3,600,000
フジロックの森プロジェクト推進協議会負担金・環境整備事業補助金	10,460,000	1,000,000	15,080,000
合 計	202,920,491	227,191,827	210,596,000

【案3】先行自治体の例を参考とする

先行事例：鳥羽市

出典：鳥羽市宿泊税検討委員会報告書「鳥羽市における宿泊税の導入について」p9

項目	宿泊税	入湯税
使途の考え方	観光まちづくりの推進	観光振興
棲み分けの理由	受益者負担の観点から、観光客の滞在価値向上・受け入れ体制や環境整備に寄与する取り組みに充当。「観光まちづくり」とは、地域の魅力づくりをハード・ソフト両面から行い、外から人を惹きつけ、経済活動を活性化させること。具体的には提言した4つの柱の事業。	既存観光振興事業に対して導入。「観光振興」とは、観光魅力を直接的に発信・利益付与すること。
具体的な取り組みの例	・宿泊者への利便性向上・受入体制・環境強化のインフラ整備・地域資源の保全・活用・推進組織の強化など	・観光誘客・PR／プロモーション・周遊促進・ブランド向上など

3-2.税率・税額の考え方について

前回の検討委員会にて委員から出されたご意見では、定率制や、より詳細な段階的定額制に関する意見がありました。

①税率・税額に関する意見

意見の要旨	意見の内容
高付加価値宿泊施設への公平な課税について	第2回資料28ページにある、宿泊料金2万円未満は税額200円、2万円以上は500円という案について、小規模事業者において、素泊まり料金で1万円を超えている事業者はほぼゼロだと思う。そうすると、2万円という基準では、民宿と旅館が一緒の税額になり、民宿からは理解が得られないのではないかと思います。そのような観点からすると、段階的定額制であっても2段階ではなく、白馬村のように4～5段階にした方が、税の公平性という観点からも納得を得やすいのではないかと。 ・宿泊税の税率に関しては、高付加価値の宿は、それなりに負担すべきではないかという意見が出ている。決して高い額を払いたいというわけではないが、コロナ禍を境に、旅館の中でも宿泊料金の高い宿とそうでない宿が分かれてきているので、それらが同じ税額でよいのかという議論がある。
定率制の公平性について	・公平性を考えたら、定率制が一番公平だと思う。もっとも、申告するにあたっては手間がかかることは確かで、高齢の方が営む民宿で対応できるかという不安もあり、一概に定率制が良いとは言い切れないところもある。
税率の潮流の変化について	・税率については、他の地域をみてもフェーズが変わってきている。当初は、分かりやすさを重視して一律200円の定額制というのが多かったが、だんだんと段階的定額制が入ってきて、さらに今、定率制の波が大きくなってきている。その一番の要因は、東京都が定率制への移行を内容とする条例改正が可決されており、総務大臣同意等を経て施行される予定となっていることである。また、沖縄県でも公平性の観点から定率制が良いという流れになっている。これまでの同意事例では定額制や段階的定額制が多かったため、実務上は定額制の方が説明しやすい面があったと考えられる。 ・税率に対する他自治体の潮流の変化というのでも踏まえて議論する必要がある。 ・定率制の可能性はないのか。やはりこれからは人数ではなく、いかに宿泊単価や消費額をあげていけるかが重要になる。そこと連動する定率制の検討もした方がよいかと思う。 ・定率制にした場合、例えば県が定額制を導入した場合との兼ね合いも考える必要があるが、野沢温泉村のように長野県の定額制と村の定率制が両立している例も出てきており、現実的な解決方法はあると思う。

3-2.税率・税額の考え方について

意見の要旨	意見の内容
定率制に近い段階的定額制について	5,000円や3,000円で泊めている宿も、10万、5万で泊めている宿も、同じ200円というのは不公平だという意見はかなり出ている。そのため、 定率制に近い10段階の定額制という案が出ている 。これは、 税額が1円単位になると手間なので、段階的定額制としたもの だが、10段階にも分かれているので、実質的に3%の定率制と同じ趣旨である。
税率設定における条件について	・定額制なら賛成、 定率制だったら入湯税の減額を検討することを条件に賛成 といった意見が出ている。

前回の委員からの意見を踏まえると…

- ・定率制への関心が高まっている（公平性、他自治体の潮流、宿泊単価との連動）
- ・定率制導入に課題を感じている（高齢者等が経営する施設の対応可否、1円単位の金銭の授受）
- ・入湯税との負担感を緩和し、宿泊事業者の理解を得ることが必要

→課題が解消されれば定率制が望ましいという意見が多く出ている

3-2.税率・税額の考え方について

定率制を導入する場合の課題と対策について検討をお願いします。

課題の内容	課題への対策(例)
高齢者等が経営する小規模施設の対応可否について	【先行事例があること】 実績のある倶知安町や、今後新たに定率制に移行する予定の東京都であっても、高齢者等が営む小規模宿泊施設は多数存在していると考えられ、先行事例に遜色ない対応(ペンと電卓で紙の申告書を作れる仕組み、デジタル化へシフトさせる補助金の創設等)をすることで、現実的に定率制を導入可能であると見込まれるのではないかな。 【定率計算の単純性】 素泊まり料金に定率を乗じて1円未満の端数を切り捨てるような計算であれば、電卓があれば算出可能であり、必ずしも複雑な処理が必要になるとは言えないのではないかな。 【手引きを作成し計算例を掲載】 先行する倶知安町では、「宿泊税の手引」を作成し、宿泊事業者が理解できるよう計算例を多数掲載しており、同様の対応を取ることで対応できないかな。 【システム導入補助金について】 定率制を導入する場合は、新規導入事業者に対してもシステム導入補助金を交付することを検討。
1円単位の金銭の授受について	【手間の許容範囲と軽減方法について】 定率制のメリットと比べて許容可能な手間感か。端数処理等で軽減可能かな。 【特別徴収義務者報償金について】 定率制を導入することで宿泊事業者の負担が大きいことを理由に率を上げられないかな
入湯税との調整について	入湯税を直ちに減額することは現実的でないが、入湯税の在り方について、地域の事業者の意見をヒアリングしながら、継続的に検討を進める体制を作ることで、引き続き宿泊税と入湯税の調整に取り組むことは可能ではないかな。

検討委員会にて、課題とその解決の可否について再度協議いただき、税額・税率を確定させたい

3-3.特別徴収義務者の負担軽減について

特別徴収義務者報償金について、前回の検討委員会にて委員から出された意見は以下の通りです。

意見の要旨	意見の内容
宿泊事業者のクレジットカード決済の負担について	クレジットカード決済の場合、事業者は大体3%の決済手数料を負担している。実務上、フロントで「宿泊税だけ現金でください」というのはおかしい話なので、この 3%に報償金 を充てこむというのは理屈として筋が通っていると思う。ただ、制度上、行政が決済手数料分として報償金を支払うと明言できないことは承知しているので、何か良い表現で理屈を通せばいいと思う。
2.5%という水準の妥当性について	特別徴収義務者報奨金を2.5%というのは、他の地域を見ても最低水準といえるのではないかと。もし、それよりも高い 3%という率を設定できれば 、他地域に比べても高いということで、地域に説明しやすいかもしれない。
電子申告における報償金の加算について	徴収・申告の手間を考えると、電子申告をどんどん進めた方がいいと思っている。また、キャッシュレス決済を導入している事業者は、電子申告ができることが多いと思う。そう考えると、現金のみの取り扱いとしている事業者に、2.5%や3%の報償金を支払う必要はないのではないかと。基本の率を2%にし、 電子申告した場合に1%を加算 するというようなやり方が良いのではないかと。と思う。

前回の委員からの意見を踏まえると…

- ・特別徴収義務者報償金は一般的な水準(2.5%)より高い率に設定することが望ましい
- ・しかし、一般的な水準より高い率にする場合には、他の地域より高い率を設定する合理的な根拠が必要【湯沢町が他地域に比べて高い率を設定する根拠になりうる要素(例)】
- ・冬季の湯沢町は、県内でも有数のインバウンド需要があり、外国人対応の負担になることが見込まれること
- ・小規模事業者が多く、定率制のような複雑な制度を導入する場合に負担が大きいため十分な補填が必要なこと

→合理的な根拠がありうるか議論のうえ、町の実態に見合った率を設定することを提言していく

3-3.特別徴収義務者の負担軽減について

システム導入(改修)補助金についてについて、前回の検討委員会にて委員から出された意見は以下の通りです。

意見の要旨	意見の内容
システム導入(改修)補助金について	システム導入費補助金について、事務局案では新規導入は対象外とするところがあるが、これを契機にDX化しようとする民宿も出てくるかもしれないし、電子納税しようかと考える小規模事業者もいるかもしれない。それらを考慮した施策にしてもらえると、小規模事業者の民宿の人たちにとっては「自分たちのことを考えてくれている」という印象になると思う。

第2回検討委員会で 提案した事務局案

補助対象経費

宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費とし、新規導入は対象外とする。

補助対象・補助率の理由

システムを導入していない小規模な事業者は、税率が一律200円となることが想定され(※第2回事務局案の税率とした場合)、宿泊税導入後も紙媒体や一般的なツール(Excel等)で対応可能であると考えられる。システムの導入費用まで補助対象に含めると、宿泊税導入による必要性和、本来事業者が自ら負担すべき部分について切り分けができず、補助金の趣旨を逸脱する。

前回の委員からの意見を踏まえると…

・小規模な事業者にとっても、税率・税額の算出が必ずしも単純でない制度となった場合には、新規導入を対象とすることも検討をお願いします。

3-4.その他の制度について

項目	湯沢町における(案)
(1)課税客体	湯沢町内に所在する以下の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
(2)課税標準	(定額制・段階的定額制の場合)上記施設における宿泊数 (定率制の場合)上記施設における宿泊料金
(3)納税義務者	上記施設における宿泊者
(4)徴収方法	特別徴収
(5)特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、宿泊税の徴収について便宜を有する者
(6)税額・税率	定額制、段階的定額制、定率制が想定される 協議中
(7)課税免除	(1) 小学生以下の者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、宿泊する者 (3) 災害被災者及び災害復興支援活動等に参加した者で、町長が認める者 (4) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
(8)免税点	設けない。
(9)特別徴収義務者 報奨金	・納付額の2.5 - 4.0%(ただし3年経過後は2.0 - 3.5%) ・電子申告は0.5%加算 協議中
(10)特別徴収義務者の負担軽減	・税導入に係るシステム導入(改修)費用に対して所要額を支援 ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・申告納入をつき月1回から3か月の1回とする特例を設定 協議中
(11)罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
(12)財源管理	湯沢町宿泊税基金を設置し管理する